

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日(昭和45年6月23日)及び資格取得日(昭和46年3月1日)を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を昭和45年6月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から46年2月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月23日から46年3月1日まで
② 昭和47年3月26日から同年4月1日まで

B市に所在するA事業所に、昭和44年3月から47年3月末までの期間継続して勤務したにもかかわらず、国(厚生労働省)の記録では、45年6月23日から46年3月1日までの期間と47年3月26日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、社会保険事務所(当時)の記録では、A事業所において昭和44年3月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年6月23日に同資格を喪失後、46年3月1日に同事業所において再度同資格を取得しており、45年6月から46年2月までの申立期間①の被保険者期間が無い。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和44年4月21日にA事業所に係る雇用保険被保険者資格を取得し、47年3月25日に離職したとする記録があり、申立人が申立期間①において同事業所で勤務していた

ことは確認できる。

また、当時、A事業所において申立人と同職種、同一の雇用形態で勤務していた同僚は、「自分が昭和45年5月に勤務した時には、申立人は既に勤務していた。申立人は、自分が退職する46年3月末頃まで、長期休暇、他の事業所への出向、勤務形態の変更等も無く、継続して自分と一緒に勤務していた。」と供述しており、当該同僚の厚生年金保険の記録は申立期間においても継続している。

さらに、申立期間①を含む期間において被保険者記録がある別の同僚は、「申立人の勤務形態及び業務内容等は変わっておらず勤務は継続しているので、申立人の厚生年金保険の記録に未加入期間があることはおかしいと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の標準報酬月額、申立期間においてA事業所に申立人と同職種、同一の雇用形態で勤務していた同僚及び職種は相違するが同時期に勤務していた同僚の標準報酬月額の推移から、昭和45年6月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から46年2月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年6月から46年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は昭和47年3月末までA事業所で勤務していたと申し立てしているところ、雇用保険の記録によると、申立人は同事業所を「昭和47年3月25日離職」とされており、この記録は申立人の同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合している上、申立期間②を含む被保険者記録がある同僚からも、申立期間②において申立人が勤務していたとの供述が得られない。

また、オンライン記録によると、申立期間②の前後1年間において、被保険者資格を喪失した者15人のうち、月の初日が喪失日である者は2人、その他の日が喪失日である者は13人（うち4人は、申立人と同日の26日に喪失している。）であり、申立事業所では必ずしも月の初日を喪失日とする取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所は、既に廃業しており、当時の人事記録、賃金台帳等の資料は無く、元事業主からは高齢のために供述を得ることができず、申立期間当時の事務の責任者は死亡しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は申立期間②に係る保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年頃から 53 年頃まで
昭和 52 年頃から 53 年頃までの間の 1 年半から 2 年間、A 県内にあった B 社に勤務した。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立事業所の所在地、事業主の氏名、仕事の内容、勤務中に同僚二人が大けがをしたこと等を記憶していること、及び申立事業所の勤務中に大けがをしたとする同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、B 社に勤務していたことは推測できる。

しかしながら、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は見当たらず、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は無い。

また、上記の被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚 8 人全員が雇用保険に加入していることが確認でき、当該 8 人の雇用保険と厚生年金保険の加入記録がおおむね一致していることから、B 社では、申立期間当時、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格を同時に取得させていたことがうかがえるところ、申立人が申立期間において同社に係る雇用保険の被保険者資格を取得していたことを示す記録は見当たらない。

さらに、B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無く、当時の事業主も既に死亡している上、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認する

ことができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 21 日から 44 年 3 月 1 日まで

A社（現在は、B社）を退職する際、会社から脱退手当金の説明があり、受給しないことを選択したが、国（厚生労働省）の記録によると、同社に係る厚生年金保険に加入していた昭和 39 年 2 月 21 日から 44 年 3 月 1 日までの期間について脱退手当金が支給された記録となっている。

A社で勤務していた期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る健康保険整理番号の前後 50 番以内に記録がある女性 50 人（申立人を除く。）のうち、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に同資格を喪失し、かつ、喪失時に脱退手当金の受給要件を満たしている者 30 人中、14 人に脱退手当金の支給記録があることが確認できる上、申立期間当時の同社事務担当者は、会社が本人に代わって脱退手当金の請求をすることがあった旨の供述をしていることから、事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」及び「被保険者台帳の記号番号」欄には、申立期間後に入社した別の事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和 47 年 1 月 4 日）と、そのときに払い出された厚生年金保険被保険者記号番号（*）が記載されていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金が支給されたことに伴い、新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得する取扱いがなされたと考えるのが自然である。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年6月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1164

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 年 31 日から同年 4 月 1 日まで
中学校時代の同級生だった A 社の副社長からスカウトされ、同社、B 社、C 社の経理担当として入社し、A 社の経理と総務を任された。
A 社も B 社も倒産し、平成 9 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった。A 社の従業員全員の喪失届は自分が提出したが、同年 4 月 1 日を喪失日とするところを間違えて同年 3 月 31 日とした。
申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は平成 6 年 5 月 17 日から 9 年 3 月 31 日まで、A 社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人に係る預金取引明細照会から判断すると、A 社では申立人の厚生年金保険料については、当月控除されていたことが推認できるところ、申立人は、平成 9 年 3 月分の給与において、同年 3 月の厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、A 社において、経理及び総務を任されており、自身のほかに同様の業務を行う者はおらず、同社の倒産については、従業員に告知をするまで申立人自身と数名の幹部社員しか知らされていなかったとしている。

また、A 社で営業担当の従業員は、申立人が同社において経理兼総務部長だったとしている。

さらに、申立人は、A 社は当時、社会保険料の滞納があり、小切手等により保険料を納めたことを記憶しているとしている。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特

例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、A社の経理及び総務の担当者として勤務し、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと主張しているが、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 9 日まで
② 昭和 29 年 6 月 21 日から 30 年 5 月 22 日まで
③ 昭和 30 年 6 月 22 日から 31 年 5 月 30 日まで
④ 昭和 31 年 6 月 25 日から 32 年 5 月 30 日まで
⑤ 昭和 34 年 7 月 1 日から同年 9 月 16 日まで
⑥ 昭和 37 年 3 月 15 日から 44 年 5 月 14 日まで
⑦ 昭和 44 年 8 月 11 日から 45 年 7 月 5 日まで

国（厚生労働省）の記録によると、A社に勤務していた昭和 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 9 日までの期間、同年 6 月 21 日から 30 年 5 月 22 日までの期間、同年 6 月 22 日から 31 年 5 月 30 日までの期間、同年 6 月 25 日から 32 年 5 月 30 日までの期間及びB事業所に勤務していた 34 年 7 月 1 日から同年 9 月 16 日までの期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、C事業所に勤務していた昭和 37 年 3 月 15 日から 44 年 5 月 14 日までの期間及びD社に勤務していた同年 8 月 11 日から 45 年 7 月 5 日までの期間についても、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについては、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録が見られるページ及びその前後 2 ページに記録されている女性で、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日

(昭和 34 年 9 月 16 日)の前後 2 年以内に同資格を喪失し、喪失時に脱退手当金の受給要件を満たしている者は 8 人いるところ、そのうち 7 人に脱退手当金の支給記録が有り、事業所による代理請求が行われた可能性を否定できない。

また、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険被保険者記号番号(*)は、同社に係る被保険者資格喪失日後である昭和 34 年 9 月 22 日付けで取り消され、A 社に係る厚生年金保険被保険者記号番号(*)に統合されていることが確認でき、脱退手当金の請求の際に当該処理がなされたものとするのが自然である。

さらに、脱退手当金の計算の基礎とされた厚生年金保険被保険者期間の全部又は一部について昭和 32 年 9 月以前の被保険者期間がある場合(同年 7 月 1 日以降に被保険者資格を取得した場合を除く。)、脱退手当金の裁定庁は、厚生省(当時)に対し、記録の照会をする取扱いがなされており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、当該記録照会に対する回答が 34 年 12 月 2 日に行われたことを示す「回答済 34.12.2」の記載が有ることが確認できる。

なお、旧台帳による記録の管理は、昭和 32 年 10 月から厚生省保険局年金業務室(現在の日本年金機構本部)に移管されているが、同年 7 月 1 日以降に被保険者資格を取得した者については、旧台帳には記載されない取扱いがなされていた。

加えて、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が有る上、申立期間①から⑤までに係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間⑥及び⑦については、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が有る上、申立期間⑥及び⑦に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間①から⑤までに係るものと申立期間⑥及び⑦に係るものの 2 回にわたり支給されたと記録されているところ、2 回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで
② 昭和 47 年 3 月 1 日から 49 年 8 月 16 日まで

国（厚生労働省）の記録によると、A社（現在は、B社）及び同社の後を継いだC事業所で勤務していた期間のうち、昭和 43 年 5 月 1 日から 49 年 8 月 16 日までの期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 49 年 11 月 8 日に支給されている上、申立人のC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が有るなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務していたD社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、オンライン記録によると、申立期間及び未請求とされているD社に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号で管理されていることが確認でき、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 1 日から 55 年 2 月 1 日まで

昭和 50 年 8 月 1 日から 55 年 2 月 1 日までの A 社における厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額と私の保管している手帳に記録している給与額が異なっている。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する手帳には、申立期間中、申立人の基本給と残業代を合算したとする給与月額が 24 万 5,250 円から 39 万 300 円までの範囲内であることが記載されているところ、オンライン記録によると、申立人の申立期間中の標準報酬月額は、13 万 4,000 円から 22 万円までの範囲内であり、手帳の記載額よりも低額であることが確認できる。

しかしながら、A 社は、国（厚生労働省）の記録どおりの標準報酬月額等を届け出ており、当該標準報酬月額に見合った保険料額を控除していたと思う旨を回答している上、申立期間中に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した 14 人（申立人を除く。）の標準報酬月額は、それぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、5 万 2,000 円から 26 万円までの範囲内であることが確認できることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が同僚の標準報酬月額に比べて著しく低額であるとは認められない。

また、A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不自然な点は見られず、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見られない。

さらに、A 社は、申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨を

回答している上、申立人の保管する手帳には、厚生年金保険料の控除額に係る記載は無いことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により控除されていたことは確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 年 31 日から同年 8 月 11 日まで
② 昭和 50 年 12 月 11 日から 51 年 4 月 1 日まで

昭和 50 年春、大学を卒業し、1年間、A事業所B課（現在は、A事業所C課）でアルバイトをした。途中、厚生年金保険の加入期間が抜けているが、51年春までずっと勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚二人の供述から、申立人が昭和 51 年春頃までA事業所B課に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所D課が保管する「日々雇用職員台帳」によると、申立人は、昭和 50 年 4 月 20 日から同年 7 月 31 日までの期間及び同年 8 月 17 日から同年 12 月 10 日までの期間において、A事業所B課に勤務していることが確認でき、この記録は申立人の雇用保険及び厚生年金保険の被保険者期間の記録ともおおむね一致している。

また、前述の同僚一人は、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの間、A事業所B課に勤務していたが、当該期間において、厚生年金保険に加入していた期間と国民年金に加入して国民年金保険料を納付していた期間があったとしている上、申立期間①について、当時、4か月単位で雇用されていたが、雇用期間の間に 10 日ほどの日を空けて更新されるのが一般的であったとしており、別の同僚一人も同様の供述をしている。

さらに、オンライン記録によると、複数の同僚の厚生年金保険の記録は、上記の供述のとおり、A事業所B課の被保険者期間に 10 日ほどの空白期間があることが確認できる。

申立期間②について、昭和 52 年 3 月まで申立事業所に勤務し、申立人は 51 年春頃まで勤務していたとしている前述の同僚は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 日後に資格を喪失していることが確認できる上、50 年 12 月中に資格を喪失している者は、申立人を含め 8 人確認でき、A 事業所 B 課において、申立期間②において新たに厚生年金保険被保険者資格を取得している者は二人のみであることから判断すると、申立事業所では当該期間において勤務している者全てを厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、A 事業所 C 課は、平成 16 年以前の正職員以外の日々雇用職員に係る雇用関係資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の適用状況については不明であると回答している上、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。